

自動車検査用機械器具の保守管理業務に係る再度の民間競争入札において  
落札者が決定しなかったことについて

平成 21 年 3 月 13 日  
自動車検査法人

## 1. 経緯

### (1) 初回の入札

- ・平成 20 年 10 月 8 日 入札公告 (約 10 社に情報提供)
- ・平成 20 年 10 月 20 日 入札説明会の開催 (6 社が参加)
- ・平成 20 年 11 月 4 日 入札参加意思表明期限 (1 グループが参加意思表明)
- ・平成 20 年 11 月 26 日 入札書等の提出期限 (1 グループが入札書等を提出したが、入札参加資格を満たさず無効)

### (2) 再度の入札

- ・平成 20 年 12 月 17 日 入札公告 (約 10 社に情報提供)
- ・平成 20 年 12 月 19 日 入札説明会の開催 (6 社が参加)
- ・平成 21 年 1 月 16 日 入札参加意思表明期限 (1 グループが参加意思表明)
- ・平成 21 年 2 月 9 日 入札書等の提出期限 (1 グループが入札書等を提出)
- ・平成 21 年 2 月 23 日 開札 (3 回入札を実施したが予定価格を上回り、不落)

## 2. 不落となった理由

再度の入札に応札した事業者から入札価格の考え方について聴取したところ以下の通りであり、全ての業務について損失を生じる可能性がないように経費を積算した結果、予定価格を上回ったと考えられる。

- ・定期点検及び校正について、従前の単価に比べて各社が適正と考える工賃を基に必要な費用を算定し、さらに、土日の対応が発生する可能性を考慮し上限の費用を算定した。
- ・修繕及び消耗品供給については、発生件数や内容の予測が難しいため、従来に比べ大幅に増加する可能性も考慮し上限の費用を算定した。
- ・重量計の定期検査について、土日の対応が発生する可能性を考慮し上限の費用を算定した。
- ・各業務の費用の他、データ作成や全体の管理・監督に必要となる費用の上限額を付加した。

また、応札の可能性があると考えて情報提供を行った複数の事業者より、応札しなかった理由を聴取したところ、主な理由は、現在の体制・知識・技術力で全ての業務 (特に修繕) に対応することは困難ということであった。

## 3. 今後の対応について

2. の不落になった理由を踏まえ、以下の点について実施要項を見直し、入札を行うこととしたい。また、以下の時期より業務の開始が遅れた場合には、自動車検査法人の保安基準適合性審査業務に支障が生じるため、再度の公告は行わない旨規定する。

- ・業務の範囲を、検査機器の定期点検、校正及び重量計の定期検査に変更する。
- ・業務は、民間事業者が必要と判断する場合を除き、原則平日に実施することを明記する。
- ・業務実施期間は平成 21 年 6 月から平成 23 年 3 月とする。